

# 著しく大規模な災害による被災者に係る北海道立農業大学校授業料等の免除 に関する事務取扱要領

## (趣旨)

第1 この要領は、北海道立農業大学校管理規則（昭和49年4月1日規則第45号。以下「規則」という。）第12条の4第2項に規定する著しく大規模な災害（知事の定めるものに限る。）の被災者に係る入校検定料、入校料、授業料、研修受講料及び宿泊施設使用料（以下「授業料等」という。）の免除の取扱いについて必要な事項を定める。

## (免除の基準)

第2 規則第12条の4第2項の規定により、著しく大規模な災害（知事が定めるものに限る。）の被災者である場合とは、入校しようとする者、入校を許可された者、学生若しくは研修を受講しようとする者又はこれらの者の学資を主として負担する者が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（大量の帰宅困難者等が発生し、災害救助法の適用を受けた市町村を除く。）に居住し、かつ、被災したと認められる場合
- 2 当該災害に起因し、主たる家計支持者（学資負担者）の死亡や行方不明、失業などによる著しい家計急変など、授業料等の納入が著しく困難となったことが認められる場合

## (申請)

第3 授業料等の免除を受けようとする者は、免除申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、期日までに農業大学校長に申請するものとする。ただし、当該年度において既に授業料等の免除を受けた者が、同年度において新たな免除の申請を受けようとする場合にあっては、1の(2)から(5)の書類の添付を省略できるものとする。

### 1 添付書類

- (1) 家族状況調書（別記第2号様式）
- (2) 被災当時の住所が確認できるもの
- (3) 市町村発行の罹災証明書の写し又は被災状況を証明することができる書類
- (4) 「第2の2」の場合は、主たる家計支持者（学資負担者）の当該災害の発生する前年から申請の日の属する年までの所得（見込）額など、授業料等の納入が著しく困難となったことが分かる書類
- (5) その他免除事由を証明する書類

### 2 提出期日

区 分	提出期日	備考
入 校 検 定 料	入校願書を校長に提出するとき	ただし、授業料及び宿泊施設使用料については、年度の途中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができる。
入 校 料	入校の日まで	
授 業 料	前期分は、毎年4月20日まで	
宿 泊 施 設 使 用 料	後期分は、毎年10月10日まで	
研 修 受 講 料	受講願書又は受講申込書を校長に提出するとき	

(決定)

第4 農業大学校長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。

2 前項において、農業大学校長は、会計年度ごとに免除の適否を決定する。

(事由消滅の届出)

第5 前条の規定により授業料等の免除を受けた者は、授業料等の免除の事由が消滅したときは、速やかに、免除事由消滅届（別記第3号様式）により農業大学校長に届け出なければならない。

(取消し等)

第6 農業大学校長は、授業料等の免除を受けている者が、次の各号に該当する場合には、その免除を取り消すことができる。

(1) 免除申請書等に虚偽の事項を記載し、又はその他不正な行為によって免除を受けたとき。

(2) 前条の規定による届出をしなかったとき。

(3) 授業料等の免除の事由に該当しなくなったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合には、農業大学校長は、その理由を示して文書により当該取消しを受けた学生に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る授業料等を徴収するものとする。

(免除期間)

第7 免除の決定を行った場合は、次に定める期間において、授業料等を免除することができる。

1 免除の始期

免除の始期は、申請書を受理した日の属する月からとする。ただし、授業料及び宿泊施設使用料の場合にあっては、申請の日の属する期（申請の日がその属する期の納付期限後である場合は、次の期）からとする。

2 免除の終期

免除の終期は、当該免除事由の消滅の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。ただし、授業料及び宿泊施設使用料の場合にあっては、事由の消滅の日の属する期の直前の期（事由の消滅の日がその属する期の納付期限後である場合には、その属する期）までとする。

3 免除の決定までの徴収猶予

(1) 農業大学校長は、申請書を受理した場合において、当該申請書に第3の1に定める書類が添付されていないときは、申請者に相当の期間を定めて書類の提出を求めることとする。

(2) 農業大学校長は、(1)に定める期間において、授業料等の徴収を猶予するものとする。

(3) 農業大学校長は、(1)に定める期間の経過後も書類の提出がないときは、やむを得ない理由がある場合を除き、免除の申請を却下するものとする。

(記録)

第8 農業大学校長は、授業料等の免除の状況を免除記録簿（別記第4号様式）に記録しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成30年9月27日から施行する。